

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(神奈川県担当部会)  
令和4年7月13日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2200005号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2200022号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における標準賞与額を、平成19年12月21日は19万円、平成20年7月25日及び平成21年7月17日は24万円、同年12月18日は14万4,000円、平成22年7月23日及び同年12月24日は19万2,000円、平成23年7月25日は19万6,000円、平成24年2月24日は12万円、同年7月25日は24万5,000円に訂正することが必要である。

平成19年12月21日、平成20年7月25日、平成21年7月17日、同年12月18日、平成22年7月23日、同年12月24日、平成23年7月25日、平成24年2月24日及び同年7月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成19年12月21日、平成20年7月25日、平成21年7月17日、同年12月18日、平成22年7月23日、同年12月24日、平成23年7月25日、平成24年2月24日及び同年7月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

- 2 請求者のA社における平成24年2月24日の標準賞与額を12万2,000円に訂正することが必要である。

なお、平成24年2月24日の訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成19年12月  
② 平成20年7月  
③ 平成21年7月  
④ 平成21年12月  
⑤ 平成22年7月  
⑥ 平成22年12月

- ⑦ 平成 23 年 7 月
- ⑧ 平成 24 年 2 月
- ⑨ 平成 24 年 7 月

A社から、請求期間①から⑨までに係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額の記録がない。

調査の上、請求期間①から⑨までの標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

- 1 請求期間①から⑨までについて、請求者から提出された当該期間の賞与に係る「給与支給明細書」(写) (以下「賞与明細書」という。) により、請求者は、当該期間において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間①から⑨までの賞与支払年月日については、事業主から提出された預金通帳(写)、複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳(写)並びに複数の同僚の陳述から、請求期間①は平成19年12月21日、請求期間②は平成20年7月25日、請求期間③は平成21年7月17日、請求期間④は同年12月18日、請求期間⑤は平成22年7月23日、請求期間⑥は同年12月24日、請求期間⑦は平成23年7月25日、請求期間⑧は平成24年2月24日、請求期間⑨は同年7月25日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑨までの標準賞与額については、請求者から提出された当該期間の賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は19万円、請求期間②及び③は24万円、請求期間④は14万4,000円、請求期間⑤及び⑥は19万2,000円、請求期間⑦は19万6,000円、請求期間⑧は12万円、請求期間⑨は24万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成19年12月21日、平成20年7月25日、平成21年7月17日、同年12月18日、平成22年7月23日、同年12月24日、平成23年7月25日、平成24年2月24日及び同年7月25日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(平成22年1月以降は、年金事務所)に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについて

は、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間⑧について、請求者から提出された当該期間の賞与明細書等により、請求者は、平成24年2月24日に12万2,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払をA社から受けていたことが確認できることから、請求者の当該期間に係る標準賞与額を12万2,000円に訂正することが必要である。

なお、請求期間⑧の訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。